

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定を申請される方へ」

令和3年1月31日までの措置

【対象中小企業者】**新型コロナウイルス感染症に起因して経営安定に支障を生じている中小企業者**

国が指定する地域において1年以上継続して事業を行っており、国の指定する災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる中小企業者【申請書様式5-(イ-⑤' ⑩' ⑪' ⑫')】

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は**全て提出していただきます**。控えが必要な場合は御自身で写しを取ってから申請してください。

1. 認定申請書…**2枚**（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。※全て記名・実印押印のこと）
2. 最近1か月及び前年同期1か月とその後2か月の**残高試算表の写し、及び最近1か月に続く2か月の売上見込みが確認できる資料**

残高試算表を作成していない方は、売上元帳等の**写し**（販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、税理士または会計士の署名・捺印が必要。別紙の様式例参照）。確定申告書に該当月の月別売上が記載されていればその**写し**

※ 兼業の場合は、**業種ごとの売上高等**を確認しますので、その**客観的根拠となる資料**を御用意ください。千円単位の資料を提出される場合には、「〇〇〇千円」という記載方法をお取りください。端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれを用いても構いませんが、減少率が5%未満の場合に切上げ等を行い5%にすることはできません。

【最近1か月】とは、申請月の前月または前々月です（ただし、2月は除きます）。

3. 直近の法人税確定申告書（納税地・納税者名及び税務署受領（期限内申告）の確認をするため、**電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳細」**を必ず添付してください）
法人の場合：前期法人税確定申告書の**写し**（別表一(一)のみで可、注1参照）
個人の場合：前年の所得税確定申告書の**写し**（第一表のみで可）
4. 履歴事項全部証明書（法人の場合）…発行日から3か月以内のもの。本店登記地が川崎市内であること。
5. 許認可証等の**写し**…許認可等が必要な業種の場合、全ての許認可証等の写し（運送業、建設業、飲食業等）
6. 事業報告書等の写し（NPO法人の場合）

注1 業種の確認をするために**前期確定申告書（全て、写し可）**、会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料を御用意ください。確認後返却いたします。

注2 兼業となるか不明な場合は認定窓口へお問い合わせください。

注3 代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの（名刺等）を御用意ください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。なお、お車での来訪はなるべく御遠慮ください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：544-1846 FAX：544-3263

（幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階（JR・京急 川崎駅下車））

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：812-1112 FAX：812-2075

（高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階（JR・東急 溝口駅下車））

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続を行ってください。